

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(許可の公告等)</p> <p>3 - 9 法第3条第4項に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。</p> <p>(省略) <u>通関業の許可をしたときは、「通関業許可証」(B-1020)を申請者に交付するものとする。</u></p> <p>なお、許可証を交付したときは、「通関業者台帳」に所要の事項を登載しておく。</p> <p><u>法第5条に規定する許可基準を充足していないこと又は法第6条に規定する欠格事由に該当していることが判明した場合は、「通関業・営業所新設不許可通知書」(B-1021)により申請者に対し、通関業の許可をしない旨の通知を行うものとする。</u></p> <p>(通関業の許可に係る標準処理期間)</p> <p>3 - 12 法第3条の規定による通関業の許可に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に規定する標準処理期間については、次による。</p> <p>(省略) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>イ 当該申請を補正するために要する期間 ロ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間 ハ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間 二 暴力団員等の排除に関する警察当局への意見聴取に要する期間</p> | <p>第2章 通関業</p> <p>第1節 許可</p> <p>(許可の公告等)</p> <p>3 - 9 法第3条第4項<u>《許可の公告等》</u>に規定する通関業の許可をした旨の公告及び許可証の交付については、次による。</p> <p>(同左) <u>許可証の様式は、「通関業許可証」(B-1020)による。</u></p> <p>なお、許可証を交付したときは、「通関業者台帳」に所要の事項を登載しておく。</p> <p>(通関業の許可に係る標準処理期間)</p> <p>3 - 12 法第3条<u>《通関業の許可》</u>の規定による通関業の許可に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第6条<u>《標準処理期間》</u>に規定する標準処理期間については、次による。</p> <p>(同左) 標準処理期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。</p> <p>イ 当該申請を補正するために要する期間 ロ 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間 ハ 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間</p> |

新旧対照表

【通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(「人的構成に照らし」の意義等)</p> <p>5 - 2 法第5条第2号の適用については、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあっては代表者及び役員等）が関税法第79条第3項第1号ホからチまでの規定に該当するなどの社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。なお、関税法第79条第3項第1号へ又はチに該当するものでないことの確認については、別途通知する方法により都道府県警察に照会して行うものとし、都道府県警察から、同号へ又はチに該当する事由を有する者であるか否かを確認するため補充情報が必要であるとの連絡があった場合には、申請者に対し必要な補充情報（当該申請者に係る本籍及び住所が記載された戸籍謄本等）の提出を求めるとともに、当該補充情報を速やかに、申請者の所在地を管轄する都道府県警察に手交するものとする。</p> <p>イ～ロ (省略)</p> | <p>(「人的構成に照らし」の意義等)</p> <p>5 - 2 法第5条第2号の適用については、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>「十分な社会的信用を有する」とは、申請者（法人にあっては代表者及び役員等）が関税法第79条第3項第1号ホからチまでの規定に該当するなどの社会的非難を受ける理由がなく、利用者の利益に重要な影響をもつ通関業務の担当者としてふさわしい者であることをいい、その取扱いは次による。</p> |
| <p>(変更等届出手続)</p> <p>12 - 1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>— 法第4条第1項第1号に掲げる役員及び同項第3号に掲げる営業所の責任者に変更があったときは、前記5 - 2 のなお書きに規定する取扱いを準用するものとする。</p> | <p>(変更等届出手続)</p> <p>12 - 1 法第12条に規定する変更等の届出の手続は、次による。</p> <p>~ (同左)</p> |